

四半期報告書

(第19期第3四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

(E05206)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 仕入、販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況	6
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	25
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(5) 大株主の状況	25
(6) 議決権の状況	25

2 株価の推移	26
---------	----

3 役員の状況	26
---------	----

第5 経理の状況	27
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	28
(2) 四半期連結損益計算書	30
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	32

2 その他	40
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	41
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第19期第3四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野村 宗芳
【本店の所在の場所】	東京都新宿区大京町24番地
【電話番号】	03-5363-7340(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 原山 直子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区大京町24番地
【電話番号】	03-5363-7340(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 原山 直子
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第3四半期連結 累計期間	第19期 第3四半期連結 会計期間	第18期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成21年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成19年 10月1日 至平成20年 9月30日
売上高（千円）	25,074,771	7,834,364	30,700,996
経常利益（千円）	286,003	56,377	1,010,260
当期純利益又は四半期純損失 （△）（千円）	△471,676	△341,233	563,940
純資産額（千円）	—	6,011,852	6,788,609
総資産額（千円）	—	11,975,233	13,482,632
1株当たり純資産額（円）	—	41,915.55	45,528.87
1株当たり当期純利益金額又は四 半期純損失金額（円）	△3,612.48	△2,676.36	4,454.13
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	4,326.58
自己資本比率（％）	—	44.6	44.6
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△148,449	—	394,601
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△38,739	—	△1,183,956
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△75,428	—	2,387,916
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	4,445,042	4,707,660
従業員数（人）	—	634	572

（注）1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 第19期第3四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	634
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	39
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2【事業の状況】

1【仕入、販売の状況】

(1) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（千円）
ネット広告事業	4,917,388
インターネット関連事業	863,345
DM事業	454,598
その他の事業	142,486
合計	6,377,819

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（千円）
ネット広告事業	6,257,473
インターネット関連事業	707,925
DM事業	544,255
その他の事業	324,710
合計	7,834,364

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、全体の10%を越える相手先がないため記載しておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表等規則に基づき四半期連結財務諸表を作成しており、前年同四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表については独立監査人の四半期レビューを受けていないため、当文章中の前年同四半期連結会計期間と比較した指標、金額は「参考値」として記載しております。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の当社グループの経営成績は、主力のネット広告事業が第3四半期に入り景気低迷の影響を大きく受けて減収に転じたことなどから、売上高は前年同期比2.3%増の7,834百万円にとどまりました。そうした中、収益を確保すべくグループ全体で経費削減を推進し、新入社員が85名入社した第3四半期の販売管理費を第2四半期とほぼ同水準に抑制いたしました。

しかしながら、インターネット関連事業とその他の事業の収益性が依然として低水準であることもあり、営業利益は前年同期比58.8%減の87百万円、経常利益は前年同期比76.7%減の56百万円となりました。

また、特別損失につきましては、ネット広告事業における広告事故解決金やインターネット関連事業における貸倒引当金計上及び減損損失等により合計394百万円を計上いたしました。

これらの結果、四半期純損失は341百万円（前年同期は132百万円の利益）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

① ネット広告事業

昨年秋以降、一連の金融・経済危機により事業環境は徐々に厳しさを増していたものの、第2四半期までは前年同期比で10%以上の増収を維持するなど比較的堅調に推移しておりました。しかしながら、第3四半期においては景気低迷による顧客企業の広告予算削減の影響を大きく受け、特に大口顧客の大幅な出稿減が相次ぎました。その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は6,271百万円（前年同期比0.3%減）となりました。

一方で、経費削減に努め、販売管理費の増加を最小限に抑制いたしましたが、売上高及び売上総利益の伸び悩みをカバーできず、営業利益は135百万円（前年同期比35.4%減）となりました。

② インターネット関連事業

連結子会社アクセルマーク㈱が手がける主力のコンテンツ領域においては、優良コンテンツの権利獲得のための先行投資による売上原価増に加えて、費用対効果の観点から会員獲得のための広告出稿を抑制したこともあり、当初見込んでいた売上高と売上総利益を確保することができませんでした。一方で、モバイル広告のレップ（広告代理店向け卸売販売）部門については、需要の拡大を背景に大幅に売上を伸ばしました。

テクノロジー領域においては、主力サービスであるメール配信ASPに加え、前期より投入した顧客管理システムも堅調に推移いたしました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,174百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は19百万円（前年同期比44.4%減）となりました。

③ DM事業

需要が伸び悩み厳しい事業環境のもと、高収益案件の減少等により、当第3四半期連結会計期間の売上高は550百万円（前年同期比6.1%減）、営業利益は44百万円（前年同期比28.6%減）となりました。

④ その他の事業

当期より開始したコマース事業により売上高は324百万円（前年同期は0百万円）と大幅な増収となりました。しかしながら、同事業の売上高が想定より伸び悩んだことや投資育成事業の売上計上がなかったことにより販売管理費を吸収できず、営業損失は25百万円（前年同期は13百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における「現金及び現金同等物」（以下「資金」という。）は第2四半期連結会計期間末に比べて417百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末の資金残高は4,445百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は326百万円（前年同期は51百万円）となりました。

これは、税金等調整前四半期純損失328百万円、仕入債務の減少197百万円及び法人税等の支払い245百万円を計上したものの、売上債権の減少50百万円、減損損失103百万円、広告事故解決金150百万円及び貸倒引当金の増加126百万円が計上されたことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は71百万円（前年同期は656百万円の使用）となりました。

これは、投資有価証券の売却による収入82百万円が発生したことが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は162百万円（前年同期は434百万円の獲得）となりました。

これは、自己株式の取得による支出159百万円が発生したことが主な要因であります。

(3) 対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,080
計	370,080

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	134,347	134,417	ジャスダック証券取引所	(注2)
計	134,347	134,417	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成14年12月19日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
新株予約権の数(個)	60	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,373	
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	40,373
	資本組入額	20,187
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者が下記のいずれかに該当した場合は、割り当てられた本新株予約権の未行使分が失効するものとし、以後行使することができない。</p> <p>ア. 新株予約権の割当を受けた者が、次の(ア)または(イ)に該当しないで当社の取締役または従業員たる地位を失った場合</p> <p>(ア) 当社の従業員の地位を喪失すると同時に当社の取締役または監査役の地位を取得した場合</p> <p>(イ) 当社の従業員の地位を喪失後直ちに当社の子会社若しくは関連会社の従業員、取締役又は監査役の地位を取得した場合</p> <p>イ. 新株予約権の割当を受けた者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合等、本新株予約権を行使することが相当でないとする事由が発生した場合</p> <p>② 本新株予約権の相続は認めない。</p> <p>③ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

- 2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

- (1) 平成15年11月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割
- (2) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議(平成15年12月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	708
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,416
新株予約権の行使時の払込金額(円)	151,500
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 151,500 資本組入額 75,750
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成15年12月18日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	990
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,980
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日から 平成45年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、平成44年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年1月1日から権利を行使することができるものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成16年12月16日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,170
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,340
新株予約権の行使時の払込金額(円)	187,425
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成24年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 187,425 資本組入額 93,713
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成16年12月16日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成17年3月16日から 平成46年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成45年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

- (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成17年12月20日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（個）	1,466
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,466
新株予約権の行使時の払込金額（円）	240,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 240,000 資本組入額 120,000
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または 当社の関連会社の取締役または従業員の何れかの地位を 有することを要する。ただし、新株予約権者が退任また は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締 役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使す ることができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行 使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結す る「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

株主総会の特別決議（平成17年12月20日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	490
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から 平成47年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、平成46年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成47年1月1日から権利を行使することができるものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ② 会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成18年12月20日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	476
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	476
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153,000
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成22年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 210,000 資本組入額 105,000
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が所有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定する。
- ① 上記（５）の権利行使をすることができる期間の開始日の前日のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値（ただし、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）が、行使価額に80%を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる）を下回った場合、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の役員又は従業員のいずれかの地位を有しなくなった場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

取締役会決議(平成19年1月19日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 146,227 資本組入額 146,227
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成20年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成20年2月1日から平成21年1月31日までに限り新株予約権を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。

2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が所有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定します。
- ① 新株予約権者が、上記（6）で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

株主総会の特別決議(平成19年12月20日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	668
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	668
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179,000
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 247,600 資本組入額 123,800
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定します。
- ① 上記（５）の権利行使をすることができる期間の開始日の前日のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値（ただし、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）が、行使価額に80%を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる）を下回った場合、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成20年1月17日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成21年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 160,510 資本組入額 80,255
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成21年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成21年2月1日から平成22年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定する。
- ① 新株予約権者が、上記(6)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

株主総会の特別決議(平成20年12月19日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
新株予約権の数(個)	912	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	912	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	82,715	
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格	105,943
	資本組入額	52,972
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	

(注) 1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会決議（平成21年1月15日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成22年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 60,890 資本組入額 30,445
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成22年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成22年2月1日から平成23年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	134,347	—	1,992,360	—	2,414,478

(注) 平成21年7月1日から平成21年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が70株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,617千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,244	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 132,103	132,103	同上
発行済株式総数	134,347	—	—
総株主の議決権	—	132,103	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱セプテーニ・ホールディングス	東京都新宿区大京町24番地	2,244	—	2,244	1.67
計	—	2,244	—	2,244	1.67

(注) 平成21年6月30日現在における当社所有の自己株式は6,848株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	88,200	102,000	90,400	85,500	81,800	40,700	40,650	45,500	63,800
最低(円)	53,100	63,000	68,900	66,800	38,500	27,500	33,150	34,550	40,650

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,445,042	4,707,660
受取手形及び売掛金	4,180,362	4,590,404
営業投資有価証券	*1 175,530	*1 242,500
商品	45,952	44,751
仕掛品	5,356	6,402
その他	580,856	505,219
貸倒引当金	△7,382	△6,754
流動資産合計	9,425,719	10,090,183
固定資産		
有形固定資産	*2 228,272	*2 270,896
無形固定資産		
のれん	589,728	496,078
その他	136,913	153,870
無形固定資産合計	726,641	649,949
投資その他の資産		
投資有価証券	943,672	1,385,621
その他	869,181	1,171,696
貸倒引当金	△218,254	△85,715
投資その他の資産合計	1,594,599	2,471,602
固定資産合計	2,549,513	3,392,448
資産合計	11,975,233	13,482,632

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,795,972	4,364,015
短期借入金	811,501	1,215,000
1年内返済予定の長期借入金	272,100	8,370
未払法人税等	22,789	272,205
賞与引当金	87,794	172,142
返品調整引当金	1,386	1,908
その他	532,793	587,089
流動負債合計	5,524,337	6,620,731
固定負債		
長期借入金	347,475	—
その他	91,568	73,291
固定負債合計	439,043	73,291
負債合計	5,963,380	6,694,023
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,992,360	1,992,360
資本剰余金	3,093,586	3,093,675
利益剰余金	675,423	1,252,783
自己株式	△418,093	△258,897
株主資本合計	5,343,277	6,079,921
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	912	△65,369
評価・換算差額等合計	912	△65,369
新株予約権	108,620	62,879
少数株主持分	559,041	711,178
純資産合計	6,011,852	6,788,609
負債純資産合計	11,975,233	13,482,632

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	25,074,771
売上原価	20,268,969
売上総利益	4,805,801
返品調整引当金戻入額	1,908
返品調整引当金繰入額	1,386
差引売上総利益	4,806,323
販売費及び一般管理費	※1 4,377,044
営業利益	429,279
営業外収益	
受取利息	7,550
受取配当金	9,553
その他	8,605
営業外収益合計	25,709
営業外費用	
投資有価証券評価損	59,926
持分法による投資損失	69,571
その他	39,487
営業外費用合計	168,985
経常利益	286,003
特別利益	
未払税務更正額戻入	13,065
その他	87
特別利益合計	13,152
特別損失	
広告事故解決金	※2 150,000
貸倒引当金繰入額	140,002
その他	354,536
特別損失合計	644,538
税金等調整前四半期純損失(△)	△345,382
法人税、住民税及び事業税	111,140
法人税等調整額	147,235
法人税等合計	258,376
少数株主損失(△)	△132,082
四半期純損失(△)	△471,676

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	7,834,364
売上原価	6,341,306
売上総利益	1,493,057
返品調整引当金戻入額	1,301
返品調整引当金繰入額	1,386
差引売上総利益	1,492,972
販売費及び一般管理費	※1 1,405,494
営業利益	87,477
営業外収益	
受取配当金	2,984
投資有価証券評価益	2,813
その他	950
営業外収益合計	6,747
営業外費用	
持分法による投資損失	24,929
その他	12,918
営業外費用合計	37,848
経常利益	56,377
特別利益	
貸倒引当金戻入額	9,094
その他	11
特別利益合計	9,105
特別損失	
減損損失	103,834
広告事故解決金	※2 150,000
貸倒引当金繰入額	140,002
その他	524
特別損失合計	394,361
税金等調整前四半期純損失(△)	△328,878
法人税、住民税及び事業税	△21,861
法人税等調整額	147,180
法人税等合計	125,319
少数株主損失(△)	△112,965
四半期純損失(△)	△341,233

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年10月1日
 至 平成21年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△345,382
減価償却費	103,925
減損損失	119,993
のれん償却額	59,951
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	133,167
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△84,347
投資有価証券評価損益 (△は益)	121,063
受取利息及び受取配当金	△17,103
支払利息	14,873
持分法による投資損益 (△は益)	73,763
投資有価証券売却損益 (△は益)	116,607
固定資産除却損	22,984
広告事故解決金	150,000
事業譲渡損益 (△は益)	4,409
売上債権の増減額 (△は増加)	304,418
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	66,969
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,373
仕入債務の増減額 (△は減少)	△567,032
株式報酬費用	45,741
その他	62,352
小計	373,980
利息及び配当金の受取額	20,307
利息の支払額	△14,873
広告事故解決金の支払額	△36,912
法人税等の還付額	48,155
法人税等の支払額	△539,106
営業活動によるキャッシュ・フロー	△148,449
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△47,294
のれんの取得による支出	△135,000
無形固定資産の取得による支出	△96,217
投資有価証券の取得による支出	△8,477
投資有価証券の売却による収入	254,481
子会社株式の取得による支出	△2,395
関係会社株式の取得による支出	△5,000
短期貸付金の増減額 (△は増加)	1,727
事業譲渡による収入	8,000
その他	△8,561
投資活動によるキャッシュ・フロー	△38,739

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年10月1日
至平成21年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△403,499
長期借入れによる収入	795,000
長期借入金の返済による支出	△183,795
自己株式の取得による支出	△159,284
配当金の支払額	△105,683
少数株主への配当金の支払額	△17,509
その他	△657
財務活動によるキャッシュ・フロー	△75,428
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△262,617
現金及び現金同等物の期首残高	4,707,660
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,445,042

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、連結子会社のアクセルマーク株式会社が会社分割（新設分割）し新たに設立した株式会社メディアグロウを連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 13社（1組合含む）</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。</p> <p>なお、この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>ただし、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>なお、この変更による損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、一部の子会社について、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)								
<p>※1 営業投資有価証券の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">直接投資分</td> <td style="text-align: right;">175,530千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">175,530千円</td> </tr> </table>	直接投資分	175,530千円	合計	175,530千円	<p>※1 営業投資有価証券の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">直接投資分</td> <td style="text-align: right;">242,500千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">242,500千円</td> </tr> </table>	直接投資分	242,500千円	合計	242,500千円
直接投資分	175,530千円								
合計	175,530千円								
直接投資分	242,500千円								
合計	242,500千円								
<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 192,042千円</p>	<p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 120,899千円</p>								

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)										
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">328,021千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">1,771,420千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">222,102千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">339,074千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">23,590千円</td> </tr> </table>	役員報酬	328,021千円	給与手当	1,771,420千円	賞与引当金繰入額	222,102千円	地代家賃	339,074千円	貸倒引当金繰入額	23,590千円
役員報酬	328,021千円									
給与手当	1,771,420千円									
賞与引当金繰入額	222,102千円									
地代家賃	339,074千円									
貸倒引当金繰入額	23,590千円									
<p>※2 ネット広告事業において、特定の媒体での不適切な広告掲載により生じた広告事故に関して、広告主に支払った解決金を特別損失に計上しております。</p>										

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)								
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">97,927千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">632,111千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">66,146千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">113,742千円</td> </tr> </table>	役員報酬	97,927千円	給与手当	632,111千円	賞与引当金繰入額	66,146千円	地代家賃	113,742千円
役員報酬	97,927千円							
給与手当	632,111千円							
賞与引当金繰入額	66,146千円							
地代家賃	113,742千円							
<p>※2 ネット広告事業において、特定の媒体での不適切な広告掲載により生じた広告事故に関して、広告主に支払った解決金を特別損失に計上しております。</p>								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)						
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,445,042</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">4,445,042</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,445,042	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	現金及び現金同等物	4,445,042
現金及び預金勘定	4,445,042					
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—					
現金及び現金同等物	4,445,042					

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	134,347

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	6,848

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予 約権	—	—	104,966
連結子会社		—	—	3,653
合計			—	108,620

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月28日 取締役会	普通株式	105,683	800	平成20年9月30日	平成20年12月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結累計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

(単位:千円)

	ネット 広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,257,473	707,925	544,255	324,710	7,834,364	—	7,834,364
(2) セグメント間の内部売上高は振替高	14,143	466,325	6,053	—	486,522	(486,522)	—
計	6,271,616	1,174,250	550,308	324,710	8,320,886	(486,522)	7,834,364
営業利益又は営業損失(△)	135,564	19,760	44,413	△25,245	174,492	(87,015)	87,477

当第3四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成21年6月30日)

(単位:千円)

	ネット 広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	20,078,961	2,164,420	1,624,254	1,207,134	25,074,771	—	25,074,771
(2) セグメント間の内部売上高は振替高	58,029	1,207,271	15,505	1,703	1,282,509	(1,282,509)	—
計	20,136,990	3,371,691	1,639,760	1,208,838	26,357,280	(1,282,509)	25,074,771
営業利益又は営業損失(△)	685,598	12,496	141,291	△148,508	690,878	(261,598)	429,279

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する事業の内容

事業区分	事業内容
ネット広告事業	インターネット広告代理、アドネットワーク
インターネット関連事業	モバイルサービス(メディア運営・コンテンツサービス)、テクノロジー(メール配信ASP、システムインテグレーション)
DM事業	ダイレクトメール等販促物の発送代行業
その他の事業	投資育成事業、各種新規事業、コマース事業

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年10月1日 至 平成21年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年10月1日 至 平成21年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 13,847千円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)
1株当たり純資産額 41,915.55円	1株当たり純資産額 45,528.87円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 $\Delta 3,612.48$ 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 $\Delta 2,676.36$ 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	$\Delta 471,676$	$\Delta 341,233$
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	$\Delta 471,676$	$\Delta 341,233$
期中平均株式数(株)	130,568.58	127,499.00
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載をしておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に基づき記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。